

麻疹（疑い含む）診断時の対応フロー

令和7年2月現在

麻疹は感染拡大防止のための対策を早期に行うことが重要であることから、麻疹（疑い含む）と診断した医師は、以下のとおりご対応をお願いします。

症状、行動歴等から総合的に麻疹（疑い含む）と診断



1 保健所に電話連絡 027-381-6112（休日・夜間 027-381-6123）

※遺伝子検査検体採取の調整のため、患者が帰る前にご連絡ください。

保健所が医療機関に確認する事項

- ・患者の氏名、年齢、性別、生年月日、住所（〒所在地）、連絡先、学校・勤務先等の個人情報
- ・麻疹確定患者との接触歴等を含む行動歴
- ・発症からの経過
- ・麻疹・風疹の予防接種歴、罹患歴（母子健康手帳等の記録に基づくもの）
- ・検査実施状況（麻疹の検査状況や、除外診断をした疾患等。麻疹 IgM 抗体検査は必ず実施）

以上の情報をもとに保健所で今後の対応方針を検討（遺伝子検査を速やかに実施 or 抗体検査の結果を待つ）



2 遺伝子検査用検体の採取・確保

可能な限り下記3検体の採取・確保

血液（全血）：EDTA 入り採血管（ヘパリンは不可）に採取

尿：密封可能な滅菌スピッツに採取

咽頭ぬぐい液：綿棒（スワブ）で採取し、ウイルス保存液に綿棒を入れ密封（容器がない場合は保健所で用意）

※検体は保健所職員が回収するまで、冷蔵で保管

3 医療機関から患者への説明

- ・保健所から、調査のための連絡があること
- ・（遺伝子検査を実施した場合）検査結果が判明するまでは、外出自粛（自宅療養）していただくこと

4 管轄の郡市医師会へ「群馬県麻疹・風疹疑い患者発生状況報告」を提出

5 感染症法に基づく届出基準を満たす場合は、保健所へ「発生届」を提出 FAX：027-381-6125

麻疹の届出基準

- ①麻疹（検査診断例）：届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの
- ②麻疹（臨床診断例）：届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの
- ③修飾麻疹（検査診断例）：届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの

届出に必要な臨床症状	届出に必要な病原体診断	
	検査方法	検査材料
麻疹に特徴的な発疹	分離・同定による病原体の検出	
発熱	検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、血液、髄液、尿
咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状	抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清

高崎市保健所 保健予防課 感染症対策担当

詳細や様式はホームページに掲載しています

